

## 県民健康調査「甲状腺検査【本格検査(検査5回目)】」実施計画(案)

## 1 目的

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されており、子どもたちの健康を長期に見守るために甲状腺検査を実施する。

## 2 対象者

震災時福島県にお住いの概ね18歳以下であった全県民(平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民)

## 3 検査時期

令和2年4月から検査開始(予定)

## 4 新たな取組

## (1) お知らせ文の改訂

検査のお知らせ等内容を見直し、検査対象者に対し、甲状腺検査のメリット・デメリットを丁寧に説明する。また、小学生・中学生向けの説明文を作成する等様々な方法により、分かりやすく周知を図っていく。

## (2) インフォームド・コンセントの拡充

甲状腺検査については、一次検査においても16歳以上20歳未満の者からの自署による同意を得ることとする。

## 5 検査体制

## (1) 検査場所について

|    | 年齢(各年度に到達する年齢)    | 主な検査会場                 |
|----|-------------------|------------------------|
| 県内 | 9～18歳(平成14～23年度生) | 各学校                    |
|    | 19歳以上(平成4～13年度生)  | 県内検査実施機関<br>公共施設等の一般会場 |
| 県外 | 全年齢(平成4～23年度生)    | 県外検査実施機関               |

## (2) 検査(お知らせ発送)スケジュールについて

平成4～13年度生まれの対象者には年齢(学年)ごとに(福島県内の高校・特別支援学校在籍者を除く)、平成14～23年度生まれの対象者にはこれまでどおり市町村ごとに発送する。(具体的な検査スケジュールは次ページのとおり)

検査（お知らせ発送）スケジュールについて

| 受診者の生まれ年度                          | 検査実施年度 |       |
|------------------------------------|--------|-------|
|                                    | 令和2年度  | 令和3年度 |
| 平成4(1992)年度<br>【H4.4.2～H5.4.1生】    | /      |       |
| 平成5(1993)年度<br>【H5.4.2～H6.4.1生】    | /      |       |
| 平成6(1994)年度<br>【H6.4.2～H7.4.1生】    | /      |       |
| 平成7(1995)年度<br>【H7.4.2～H8.4.1生】    | 25歳    | 26歳   |
| 平成8(1996)年度<br>【H8.4.2～H9.4.1生】    | 24歳    | 25歳   |
| 平成9(1997)年度<br>【H9.4.2～H10.4.1生】   | /      |       |
| 平成10(1998)年度<br>【H10.4.2～H11.4.1生】 | 22歳    | 23歳   |
| 平成11(1999)年度<br>【H11.4.2～H12.4.1生】 | 21歳    | 22歳   |
| 平成12(2000)年度<br>【H12.4.2～H13.4.1生】 | 20歳    | 21歳   |
| 平成13(2001)年度<br>【H13.4.2～H14.4.1生】 | 19歳    | 20歳   |
| 平成14(2002)年度<br>【H14.4.2～H15.4.1生】 | 18歳□   | 19歳□  |
| ～                                  | ～      | ～     |
| 平成23(2011)年度<br>【H23.4.2～H24.4.1生】 | 9歳     | 10歳   |

※年齢は各年度の到達年齢。

ア 令和2年度及び令和3年度に20歳、22歳及び25歳となる対象者

各年度で20、22、25歳となる方を対象に検査のご案内を発送する。

イ 概ね18歳以下の対象者（小・中・高等学校相当の年代）

- ・福島県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍している方は、学校の所在する下記市町村ごとに検査のご案内を発送します。
- ・福島県外に居住している小・中・高校世代の方は、震災当時のお住まいの市町村を基に、下記市町村ごとに検査のご案内を発送します。

■年度別該当市町村

- 令和2年度（前半年度）該当市町村
- 令和3年度（後半年度）該当市町村

